

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	港湾区域内の水域または公共空地における土地の一部の占用（3月以上にかかるもの）、土砂の採取（500m ³ 以上にかかるもの）、工作物の新築（3月以上にかかるもの）等の変更の許可		
根拠法令名	滋賀県港湾区域管理規則（昭和39年規則第18号）	条項	第3条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 30日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審査基準	基準の名称	港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号）</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>3. 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。</p> <p>4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>6. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>滋賀県港湾区域管理規則</p> <p>第3条第1項 工事等の許可を受けた者が、占用面積、工事内容、土砂採取料等の許可にかかる事項を変更しようとするときは、予めその理由を付けて知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	港湾区域内の水域または公共空地における土地の一部の占用（3月未満にかかるもの）、土砂の採取（500m ³ 未満にかかるもの）、工作物の新築（3月未満にかかるもの）等の変更の許可		
根拠法令名	滋賀県港湾区域管理規則（昭和39年規則第18号）	条項	第3条第1項
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処理区分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木事務所	
	交付機関	土木事務所	
審査基準	基準の名称	港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号）	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	<p>○ 港湾法第37条第1項に関する審査基準について （平成6年9月30日付け滋河第1178号）</p> <p>1. 港湾施設の維持および整備に支障を与えないこと。</p> <p>2. 工作物を設置する場合、安全な構造であること。</p> <p>3. 土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。</p> <p>4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。</p> <p>5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。</p> <p>6. 環境を悪化させるおそれがないこと。</p>		
策定年月日	平成6年 9月30日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p>根 拠 条 文 等</p>	<p>滋賀県港湾区域管理規則</p> <p>第3条第1項 工事等の許可を受けた者が、占用面積、工事内容、土砂採取料等の許可にかかる事項を変更しようとするときは、予めその理由を付けて知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>関 連 行 政 指 導 事 項</p>	

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	工事等にかかる権利譲渡等の承認		
根拠法令名	滋賀県港湾区域管理規則（昭和39年規則第18号）	条項	第6条
基準法令名	—	条項	—
所 管 部 署	土木交通部流域政策局		
処 理 区 分	受付機関	土木事務所	標準処理期間 20 日
	処理機関	土木交通部流域政策局河川・港湾室河川行政係	
	交付機関	土木事務所	
審 査 基 準	基準の名称	工事等にかかる権利譲渡等の承認の基準	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
		<p>○ 工事等にかかる権利譲渡等の承認の基準</p> <p>必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することが出来るものであること。</p> <p>1. 譲渡の前後において、承認の申請にかかる許可に基づく権利の同一性が確保されていること。</p> <p>2. 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力および信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。</p>	
策定年月日	平成7年12月28日	最終改正年月日	平成26年12月 1日

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根 拠 条 文 等</p>	<p>滋賀県港湾区域管理規則</p> <p>第6条 工事等の許可を受けた者は、その許可の効力が消滅したときは、その設置した施設または構築物その他の物件を撤去し、または原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関 連 行 政 指 導 事 項</p>	